

## 議会運営委員会会議録

日 時 令和3年3月22日(月) 開会時刻 午後1時37分  
閉会時刻 午後1時49分

場 所 議会運営委員会室

出席者 委員長 望月 勝 副委員長 白壁賢一  
皆川 巖 浅川力三 河西敏郎 山田一功 永井 学  
土橋 亨 古屋雅夫  
議長 桜本広樹 副議長 杉山 肇  
委員外議員 藤本好彦 佐野弘仁 小越智子

欠席者 なし

執行部出席者 総務部長 市川康雄 総務部次長(財政課長事務取扱) 井上弘之

議 題

### 1 知事提出追加議案の取り扱いについて

#### (1) 第60号及び第61号について

- 本件は既に提出されている知事提出議案に次いで本日の本会議に上程し、知事の口頭説明を行うこととする。
- 質疑のある場合は、知事提案理由説明後、直ちに発言通告書を提出願う。
- 質疑の発言時間は、自民党誠心会、自由民主党・山梨、自由民主党新緑の会及び、未来やまなしについては各十分以内、リベラル山梨、公明党及び日本共産党については各五分以内とし、再質疑及び関連質疑は行わない扱いとされた。
- 本件は、総務委員会の所管に係わるものであるので、上程議案に対する質疑の後、総務委員会に付託することとされた。
- この委員会の出席については、追加の議案に係る説明員のみ出席とされた。

## (2) 同意案件について

- 本件は、本日の本会議にそれぞれ上程し、知事の口頭説明ののち、人事案件であるので、質疑、討論 及び 委員会の付託は、これを省略し即決する扱いとされた。

## 2 議員提出議案の取り扱いについて

### (1) 「山梨県スポーツ推進条例制定の件」について

- 本件は、本日の本会議に上程し、提出者の口頭説明ののち、質疑及び委員会の付託はこれを省略し、即決する扱いとされた。
- 採決に当たっては、簡易採決の方法によることとされた。

### (2) 「山梨県顧問弁護士の選任等に関する条例制定の件」及び(3) 「山梨県顧問弁護士の選任等に関する条例に対する附帯決議」について

- 質疑のある場合は、当委員会終了後、直ちに発言通告書を提出願う。
- 質疑の発言時間は、自民党誠心会、自由民主党・山梨、自由民主党新緑の会及び未来やまなしについては各十分以内、リベラル山梨、公明党及び日本共産党については各五分以内とし、再質疑及び関連質疑は行わない扱いとされた。
- 質疑の発言順序は、委員長に一任された。
- 討論がある場合には、発言通告書を当委員会終了後、直ちに提出願うこととされた。
- 討論の発言順序は、委員長に一任された。
- 発言時間は、各会派代表者会議の申し合わせにより5分以内とされた。
- 採決に当たっては、起立採決の方法によることとされた。

### (4) 「山梨県議会委員会条例中改正の件」について

- 本件は、本日の本会議に上程し、提出者の口頭説明、質疑及び委員会の付託はこれを省略し、即決する扱いとされた。
- 採決に当たっては、簡易採決の方法によることとされた。

### (5) 「新型コロナウイルス感染症対策に対する意見書」について

- 本件は、本日の本会議に上程し、提出者の口頭説明ののち、質疑及び委員会はこれを省略し、即決する扱いとされた。
- 採決に当たっては、簡易採決の方法によることとされた。

## 3 常任委員の選任について

- 本日の本会議において、選任することとされた。
- 常任委員選任の後、会議を一旦休憩し、常任委員会の正副委員長互選のための委員会を開催することとされた。

#### 4 知事提出議案、第17号令和3年度山梨県一般会計予算に対する修正案及び請願の取り扱いについて（議運資料1、2）

##### （1）委員長報告について

- 各常任委員長の口頭による報告は、各委員長からの申し出により委員会報告書の配付をもってこれを省略することとされた。
- 予算特別委員長の報告は、口頭報告とされた。

##### （2）第17号令和3年度山梨県一般会計予算に対する修正案の提出者の説明等について

- 修正案の提出者による口頭説明は、委員長報告が終了した後、行うこととし、質疑はこれを省略する扱いとされた。

##### （3）討論について

- 討論は、小越智子議員から第1号議案、第2号議案、第14号議案、第17号議案、第18号議案、第22号議案及び第27号議案について反対発言通告があった。
- 発言時間は、各会派代表者会議の申し合わせにより、5分以内とされた。
- 第17号令和3年度山梨県一般会計予算に対する修正案の提出に伴い、別に討論がある場合には、発言通告書を当委員会終了後、直ちに提出願う。
- その際の討論の発言順序は、委員長に一任された。
- 発言時間は、各会派代表者会議の申し合わせにより、5分以内とされた。

##### （4）採決方法について

- 議案、第17号令和3年度山梨県一般会計予算に対する修正及び請願は、一括して議題に供し、採決に当たっては配付の議案採決順序表及び請願採決順序表のとおり、最初に、第17号令和3年度山梨県一般会計予算に対する修正及び反対のある第17号議案について、まず、第17号議案に対する修正を起立により採決し、続いて、原案である第17号議案を起立により採決することとされた。
- 次に、反対のある第1号議案、第2号議案、第14号議案、第18号議案、第22号議案、第27号議案及び第33号議案ないし第35号議案を一括して起立により採決し、次いで、第3号議案ないし第13号議案、第15号議案、第16号議案、第19号議案ないし第21号議案、第23号議案ないし第26号議案、第28号議案ないし第32号議案、第36号議案及び第37号議案を一括して簡易採決の方法によることとされた。
- 請願については、簡易採決の方法によることとされた。

#### 5 本日の議事順序について（議運資料3）

- 配付のとおりとされた。

## 6 本会議の開始時刻及び再開時刻について

- 本会議の開始時刻は、午後2時30分とされた。
- 本日、常任委員の選任の後、正副委員長の互選を行う常任委員会を開催するため、本会議を休憩するが、休憩後の本会議の再開時刻については、委員長に一任することとされた。

## 7 議会運営委員会の閉会中の継続審査案件について（議運資料4）

- 本委員会が、閉会中もなお継続して調査を要する事件は、配付のとおりとされた。

## 8 6月定例会の会期案について

- 総務部長から、6月定例会の招集日の概ねの案について説明を受けた。
- 仮に、招集日を6月21日とした場合、6月定例会の会期案については、6月21日開会、7月6日閉会の16日間の日程とし、代表質問及び一般質問を6月24日、25日、28日及び29日までの4日間、常任委員会を6月30日から7月2日までの3日間の予定とすることとされた。
- 正式な会期の決定は従来どおり、招集告示日の議会運営委員会で協議することとされた。